旅館業営業許可申請の流れ

事前相談

施設の構造設備等が、法令や条例等の基準に適合しているかを確認するため、事前に施設の計画等を保健所生活衛生課へご相談ください。また、許可申請にあたっては、用途地域の確認、建築確認、消防法令適合状況に関する照会等、他法令関係課等にも相談が必要になる場合があります。



申 請 手 続

申請に必要な書類を保健所生活衛生課に提出してください。



書類審査

提出された書類を基に、施設の構造設備等が法令や条例等の基準に適合しているか審査します。



施設調査

施設の構造設備等を確認するため、環境衛生監視員が施設調査を実施します。



許可書の交付

書類審査及び施設調査の結果、基準に適合していることが確認された場合は許可書が交付されます。

申 請 書 類

- 1. 旅館業許可申請書
- 2. 施設の構造設備の概要
- (1) 構造設備の仕様書
- (2) 建物の配置図、施設の立面図及び設備の配置図
- (3) 入浴設備の給排水の配管状況及び系統を明らかにした図面(温泉水を使用する場合は、温泉に関するものも含む)
- (4) 循環設備がある浴槽の場合は、系統を示した図面
- 3. 申請者が法人である場合は、定款の写し及び登記事項証明書
- 4. 施設の敷地周囲おおむね 150 メートルの区域内に存する旅館業法第 3 条 第 3 項各号に掲げる施設、主要建物並びに道路を示す見取図
- 5. 原湯、原水、上がり用湯、上がり用水の水質検査成績書の写し
 - ※検査項目:色度、濁度、pH値、有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、大腸菌、レジオネラ属菌
 - ※上記のほか、温泉水や井戸水を使用する場合は、その水質に関する検査 成績書等が必要となる場合があります。
- 6. 建築基準法に適合する旨の書類(建築基準法第7条第5項の規定による検 査済証等)の写し
- 7. 消防法令に適合する旨の書類(消防法令適合通知書等)の写し
- 8. その他、市長が必要と認める書類
- ○申請手数料 24,000円

川口市保健所 生活衛生課 生活衛生係

〒334-0011 川口市三ツ和1-14-3 (鳩ヶ谷庁舎4階)

TEL 048-229-3913

FAX 048-281-5765